

滋賀県文化振興条例のイメージ図

基本理念

文化の振興に当たって踏まえるべき基本的な考え方

文化活動を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮すること
県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備を図ること
文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮すること
多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮すること
滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮すること

県民

民間団体

市町

県

県の責務

基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、実施する。
長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう配慮する。
「民間団体等」、「市町」、「県外の地方公共団体や国」との連携などに努める。

基本的施策

芸術活動の促進
地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用
魅力ある風景の保全および継承
文化活動の場の充実
文化に関する情報の発信および取得
文化に関する交流の促進
産業の分野との連携
高齢者、障害者等の文化活動の充実
青少年の文化活動の充実
学校教育における文化活動の充実
文化の継承および発展を担う人材の育成

・総合的かつ長期的な目標
・文化振興施策の方向
など

目標、方向等の
明確化

県民

意見

滋賀県文化振興基本方針

意見

滋賀県文化審議会
(学識経験者、県民等)

文化振興施策の総合的な推進

魅力ある滋賀の文化

～心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現～